

第三十五条の次に次の二条を加える。

(登録品種と特性により明確に区別されない品種の推定)

第三十五条の二 品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定する。

(判定)

第三十五条の三 登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により当該登録品種と明確に区別されない品種であるかどうかについて、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の判定を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による求めがあったときは、必要な調査を行った上で判定を行い、当該求めをした者及び当該登録品種の育成者権者に対し、その結果を通知するものとする。

3 第十五条から第十五条の四までの規定は、前項の調査について準用する。

4 第三条第二項の規定は第二項の判定について、第十七条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定は第一項の規定による判定の求めについて、それぞれ準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第二項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条第二項中「前項ただし書」を「前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第三項中「第一項ただし書」を「第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

第四十二条第一項中「すべて」を「全て」に改め、「(平成八年法律第百九号)」を削り、同条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

第四十五条第一項中「三万六千円」を「三万円」に改める。

第四十七条第二項中「その職員に現地調査を行わせ、又は研究機構に栽培試験を行わせる」を「現地調査又は栽培試験を行う」に改め、同条第三項中「から第六項まで」を「及び第四項並びに第十五条の二」に改め、「栽培試験に」の下に「について」を加える。

第四十九条第二項中「聴聞」を「聴聞を行うに当たって」に、「相当な期間において通知した上で行わなければ」を「行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をする」とともに、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、聴聞の期日及び場所を公示しなければ」に改め、同条第三項中「行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により前項」を「同項」に改め、「規定する者」の下に「又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者」を加え、「これを許可しなければ」を「行政手続法第十七条第一項の規定による参加の許可をしなければ」に改め、同条第四項ただし書中「さかのぼって」を「遡って」に改める。

第五十一条第二項中「審理は」を「審理を行うに当たっては、相当な期間において、その旨を」に、「対し、相当な期間において通知した上で行わなければ」を「通知をし、かつ、公示しなければ」に改め、同条第三項中「受けた者」の下に「又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者」を加える。

第五十二条第一項第二号中「又は通常利用権」を削り、同条第三号中「、専用利用権又は通常利用権」を「又は専用利用権」に改める。

第五十五条中「農林水産省令で定めるところにより」を削り、「包装に」の下に「農林水産省令で定めるところにより」を加え、「品種登録に係る」を「品種登録されている」に、「(以下「品種登録表示」という)を付するように努めなければ」を「を付さなければ」に改め、同条に次の一項を加える。

2 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産省令で定めるところにより、登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示を付し、登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告にその旨を表示しなければならない。

第五十六条第一号及び第二号中「品種登録表示」を「その種苗が品種登録されている旨の表示」に改め、同条第三号中「品種登録に係る」を「品種登録されている」に改める。

第二章第七節中第五十七条の次に次の一条を加える。

(公示等)

第五十七条の二 この法律の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

2 農林水産大臣は、この法律の規定による公示をしたときは、当該公示をした年月日及びその内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

第五十九条第一項第二号中「品種」の下に「品種が判明しない場合には、その旨」を加える。

第七十四条中「第十五条第六項」を「第十五条の二第五項(第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び)」に改める。

第七十五条の見出し中「名称使用義務等」を「制限表示義務等」に改め、同条中「第二十二条の規定に違反した」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第二十一条の二第五項又は第六項の規定に違反した者
- 二 第二十五条の規定に違反した者
- 三 第五十五条の規定に違反した者(第一号の規定に該当する者を除く。)

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定(第五十七条)を「第五十七条の二」に改める部分に限る。、第十条に一号を加える改正規定及び第二章第七節中第五十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第七条の規定 公布の日
- 二 第三条の改正規定、第四条の改正規定、第五条の改正規定、第六条第一項の改正規定、第十五条の改正規定及び同条の次に三条を加える改正規定、第十七条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第十八条の改正規定、第二十一条の改正規定、第三十五条の次に二条を加える改正規定、第四十五条第一項の改正規定、第四十七条の改正規定並びに第七十四条の改正規定並びに附則第五条、第十条及び第十一条の規定 令和四年四月一日

(品種登録管理人の品種登録出願手続等に関する経過措置)

第二条 この法律による改正後の種苗法(以下「新法」という)第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という)以後に新法第五条第一項(前条第二号に掲げる規定の施行の日(附則第四条及び第五条において「第二号施行日」という)前において、この法律による改正前の種苗法(以下「旧法」という)第五条第一項)の規定による品種登録の出願をする日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所を有しない者(以下この条において「在外者」という)について適用し、施行日前に旧法第五条第一項の規定による品種登録の出願をした在外者については、なお従前の例による。